

第67版（2026年）の重要な変更点および改定点

IATA 危険物規則書第67版は、IATA 危険物委員会（IATA Dangerous Goods Board）による変更点だけでなく、2025年 — 2026年版ICAO技術指針（ICAO Technical Instructions）の改定点を網羅している。以下のリストは本版に取り入れられた主な変更点を利用者が識別するのを助けるためのものであるが、すべての変更点を網羅しているわけではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

序文（Introduction）

一般理念（General philosophy）は、サプライチェーンの安全性に関する概念や、危険物を含む貨物の取り扱いや輸送をする際に各当事者が果たす役割を扱うように更新された。

1 — 適用（applicability）

1.4.3.2 — 表示物の規定に関する文言は、あいまいさを取り除き、何が必要で、どれが推奨事項であるかをより明確にするように更新された。

2 — 制限（Limitations）

2.3 — 旅客または乗務員が携行する危険物

- 客室内におけるモバイルバッテリー(power banks)および予備電池の使用や充電に関する推奨が導入された。
- 表2.3.Aに対応する変更がなされた。

2.8.1 — 政府例外規定 — 各国は、政府例外規定の導入または改定に関して、IATAおよびICAOに同時に連絡するよう要請されている。

リスト（2.8.1.3）および政府例外規定のリスト（2.8.2）は、タイから提出された例外規定およびフランス、および英国から提出された例外規定に対する重要な変更を含むよう改定された。

2.8.3 — 運航者例外規定 — 運航者例外規定の修正または追加を希望する運航者を支援するために、例外規定の申請について次版のDGRに掲載するには3月31日までに提出する必要がある旨の要件を含む、小さな変更が行われた。

リスト（2.8.3.4）および運航者例外規定リスト（2.8.4）も、多くの運航者の例外規定の削除と同様に多数の航空会社から提出された例外規定を含むよう改定された。

本規則書の利用者は、運航者例外規定の多くが、その例外規定の意味や意図を変更することなく、形式の一貫性を確保するために編集上の修正を受けている点に留意する必要がある。ほとんどの変更は、一貫した相互参照または文言の標準形の導入に関するものである。これらの運航者例外規定の例は以下のとおりである。

- 危険物を含む航空郵便は輸送を受託しない（2.4および10.2.2参照）。
- 第1分類 火薬類は、区分1.4Sを除き、輸送を受託しない。
- 回収容器（Salvage Packagings）に入った危険物は輸送を受託しない（5.0.1.6、6.0.6、6.7、7.1.4および7.2.3.10参照）。
- 核分裂性物質は受託しない（10.3.7および10.5.13参照）。
- プラスチック製ドラムやプラスチック製ジェリカンの単一容器に入った液体危険物は以下のように準備しなければならない：
- プラスチック製ドラム／プラスチック製ジェリカンは、例えばファイバーボード製箱などの強固な外装容器で保護しなければならない。または、
- 開放型オーバーパックとして準備する場合は、少なくとも容器の上部と底部を保護するため適切なサイズのプラスチック製、発泡材製、または木製のパレットを使用しなければならない。

標準化のために編集上の改定が加えられた他の例外規定は以下のとおりである：

- 微量危険物；
- 少量危険物；
- 有害廃棄物の輸送；
- 重大な影響をもたらす危険物；
- 貨物中の自分でバランスをとる乗り物；
- 旅客手荷物中の自分でバランスをとる乗り物；
- ドライアイスの輸送；
- 化学酸素発生器。

4 — 識別（Identification）

4.2 — 危険物リスト

危険物リストの改定には、UN3166 乗り物(Vehicles)に対する既存の太字の品目名を置き換えるのではなく追加として、“ハイブリッド(hybrid)”という細字での追記を含む、以下の2つの新しい品目名が含まれている。

- UN3166 ハイブリッドの、引火性ガスで駆動する乗り物(Vehicle, flammable gas powered, hybrid);および
- UN3166 ハイブリッドの、引火性液体で駆動する乗り物(Vehicle, flammable liquid powered, hybrid)

荷送人、フォワーダーおよび地上取り扱い代理業者は、運航者がこれらの品目名ハイブリッド駆動の乗り物を輸送する際、リスクをより良く評価および管理できるように、これらの品目名を使用することが勧められる。

4.4 — 特別規定

特別規定の改定は以下を含む。

- A1—危険物リスト内で現時点では適用されていない注を削除
- A199 — 含めた場合に矛盾を生じる文言の削除；および
- A226 — 2025年6月30日に失効したため削除された

8 — 書類の作成 (Documentation)

8.2.3 — 規則書の他の部分（特別規定または包装基準のような）に従う記載がある場合、8.2.3 の4つの箇条書きに示された情報は要求されないことを明確化した。

9 — 取扱い (handling)

9.1.3 — 受託チェックリストおよび注4 — 些細な不一致や相違に関する記載が修正された。注の例は、現在受託拒否の理由として挙げられている些細な理由を反映していない。追加の指針資料は IATA のウェブサイトに掲載される予定である。

9.3.8.5 — 運航者および取り扱い代理業者を支援するために、ULD 取扱いタグへの相互参照が提供された。

付録

付録A — 用語の解説

用語に SDS — 安全データシート (safety data sheets) の項目が追加され、付録Bの新しい文章への相互参照が付された。

付録B — 単位および記号

B.2.2.4に乗り物 (vehicles) 用の新しいCargo IMP codesが含まれた。

B.4 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (Globally harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals(GHS)) が、安全データシートの背景、目的および根拠に関する追加の文章を含むため改定された。

付録H — 今後の変更

今後の変更 — 新規の付録が、国連モデル規則24改定版 (the 24th revised edition of the UN Model Regulations) から生じた変更の採択に基づき2027年1月1日より発効となる変更の詳細だけでなく、技術指針の2027 — 2028版 (the 2027-2028 edition of the Technical Instructions) に導入されるICAO危険物パネル (Dangerous Goods Panel) によって合意された変更を提供するため、今版の規則書に追加された。これらの変更には以下を含む。

- 航空機で輸送される危険物に対する例外が、輸血を目的とする血液および血液成分の追加も含むため改定される。
- データロガーに対する例外は、ある種のナトリウムイオン電池を含むよう拡大される。
- 旅客および乗員が携行できる危険物を検討する際の「個人使用」の趣旨に関して、2.3に注が追加される。
- 4か国の政府例外規定が、ISO国コード (ISO country code) を反映するよう改定される。これに伴い、対応する政府例外規定コードも改定されるが、それらの政府例外規定の番号は変更されない。
- 火薬類物品の分類に小さな改定が行われる。
- 新しい段落で、特定の分類、区分または包装等級の分類基準にも該当するある種のエアゾールの輸送禁止が規定される。
- 病気を移しやすい物質の分類に関する追加の指針、および新しく出現した健康上の状況に関する情報取得の参照が提供された。
- リチウムイオン単電池およびナトリウムイオン単電池で構成されるハイブリッド電池の分類が規定された。
- エネルギー特性を有する有機物質の分類に関する追加的な指針およびフローチャート。
- 危険物リストが最新化され、以下の新規品目名が含まれる：

UN 3561, Chlorophenols, corrosive, toxic, solid, n.o.s. ;

UN 3562, Chlorophenols, corrosive, solid, n.o.s. ;

UN 3563, 貨物輸送ユニットに組み込まれたリチウム金属電池 (Lithium metal batteries installed in cargo transport unit) ;

UN 3564, 貨物輸送ユニットに組み込まれたナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries installed in cargo transport unit) ;

- 特別規定の改定および追加には以下が含まれる：
 - A26 および A103：加熱機器を含むよう改定される；
 - A107、A185、A214 および A235：電池に関する追加の参照を含むよう改定される；
 - A236：磁気共鳴画像 (MRI) 装置に関するもの
- 包装基準 130、200、459、497、590、854、950、951 および 952 に小さな改定が行われた。
- 第9章、取扱いには、隔離区分に基づく火薬類の隔離に関する変更が含まれる。
- 有機過酸化物のリストの最新化

参照記号 (REFERENCE MARKS)

前版より変更となった箇所に以下の記号が表示されている。

記号 — 意味

□ — 新しく追加された項目

△ — 内容が変更された項目

⊗ — キャンセル (削除) された項目

📋 — 追加的なIATAの要件

☢ — 放射能物質に関係あるものに表示する

□ ☒ — 項目が完全に電池の輸送に関連することを示す。

□ ☒ — 項目が完全に病毒を移しやすい物質の輸送に関連することを示す。

危険物受託チェックリスト (ACCEPTANCE CHECKLIST)

項目9.1.3は、危険物の受託にあたって、運航者はチェックリストを使用するよう要求している。チェックリストの内容については、それぞれの運航者の責任である。

ひとつの参考として、非放射性物質用および放射性物質用の危険物受託チェックリストを本書の末尾に掲載した。追加で、ドライアイスの簡単なチェックリストも含めた。

規則書の電子版では、これらのチェックリストは“Toolbox/Resources”の中にある。

7か国語版の関係 (係わり合い) (RELATIONSHIP OF THE SEVEN (7) LANGUAGE EDITIONS)

本IATA危険物規則書は7か国語：英語、中国語、フランス語、ドイツ語、ロシア語およびスペイン語で出版されている。日本語版もまた、IATA許可のもと一般社団法人航空危険物安全輸送協会 (The Japan Air Cargo Institute for Safety, Inc. (JACIS)) により作成されている。

IATA危険物規則書の電子版もまた、英語、フランス語、ドイツ語およびスペイン語で利用可能である。英語の本文が翻訳に使用されているので、もし英語版の本文と他の言語版の本文に相違がある場合は、英語版の本文が優先する。